

昭和四十五年十二月十五日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質六四第一号

昭和四十五年十二月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員松平忠久君提出厚生年金ホームの入居料の大幅値上げと私信の不当取扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松平忠久君提出厚生年金ホームの入居料の大幅値上げと私信の不当取扱

い等に関する質問に対する答弁書

一 厚生年金老人ホームは、老人福祉法による老人福祉施設（養護老人ホーム等）ではなく、いわゆる有料老人ホームであつて、その利用料金について本年十月一日に行なつた改定は、運営に要する費用および他の有料老人ホームの利用料金との均衡を勘案して行なつたものであるから、止むを得ないものと考えている。

なお、一部地区では、当初入居者からの反対もあつたが、話し合いを重ねた結果、十一月には全入居者から改定料金が納入され、その後円滑な運営が行なわれており、料金を引下げさせる考えはない。

二 今回の利用料金改定に当たり、入居者の了解を求める際に、長野厚生年金老人ホームの所長

に不穏当な言動があつたとのことについては、財団法人厚生団において本年十一月十二日職員を派遣し、所長に対し、言動および態度について嚴重な注意を行なつたところ、所長も深く反省しその後入居者に対し積極的に対話を行なう等人間関係の回復に懸命の努力をしており、現在では従来と異なり運営も円滑に行なわれているとのことである。

なお、厚生団に対しては、今後このようなことが起こらないよう一層嚴重な指導監督を行なつてまいりたい。

三 厚生年金老人ホームにおける私信の取扱いについて再調査を行なつた結果、私信の開封についてはその事実はないが、著しく遅延して手渡されたことについては事実であつた。長野厚生年金老人ホームおよび福島厚生年金老人ホームの各所長に対しては、厚生団理事長から、今後このようなことのないよう嚴重注意を行なつたところであるが、なお厚生省からも、厚生団に對して嚴重な注意を行なつた次第である。今後再びこのようなことが起こらないよう指導監督

を強化してまいりたい。

右答弁する。